

# 水洗化奨励金等補助事業

---

環境上下水道課

# 水洗化奨励金等補助事業①

---

## ○奨励金制度

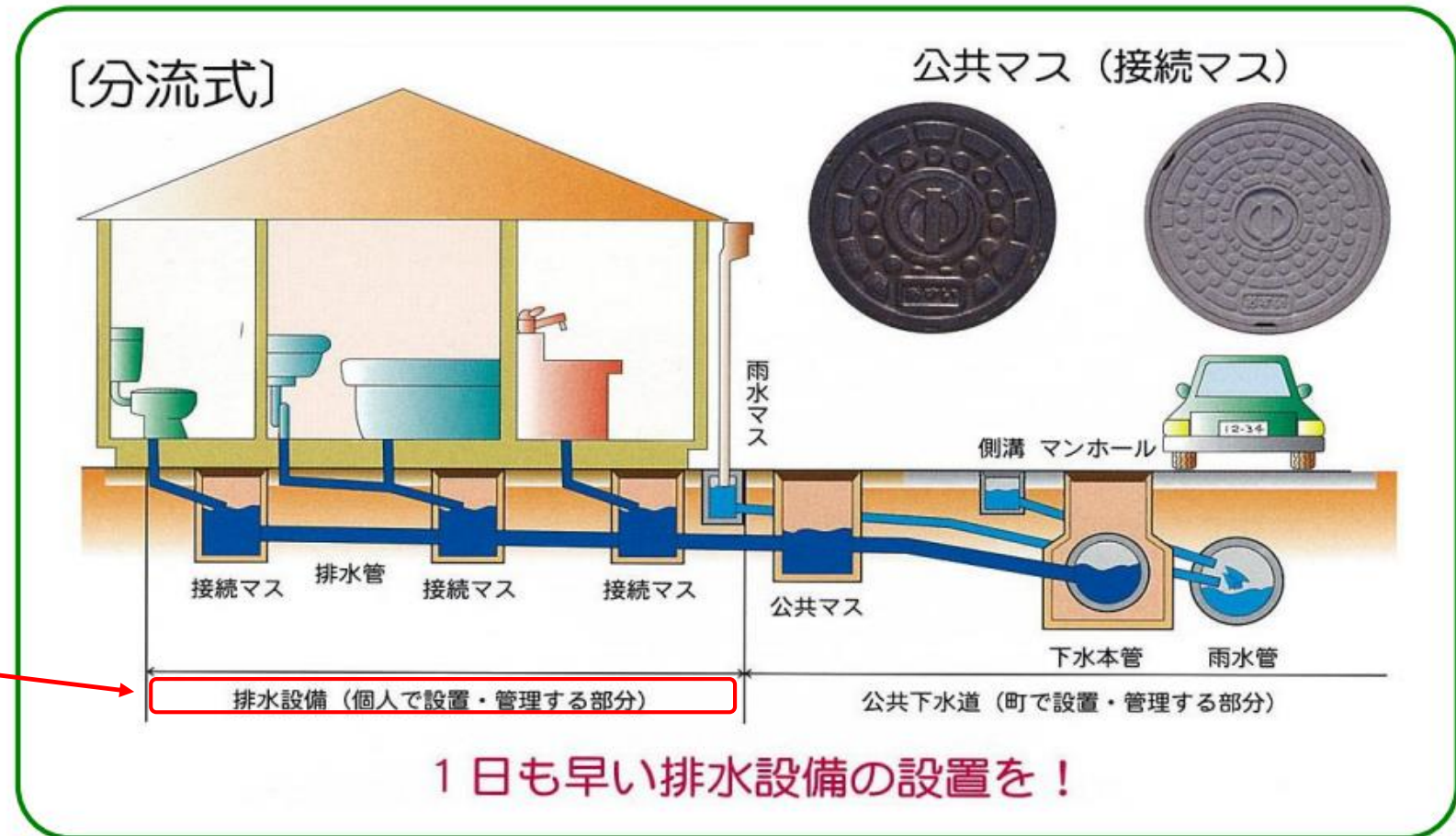
供用開始3年以内に宅内排水設備の  
工事を行い、公共下水道に接続する  
方に対して、**工事費用の奨励金**を交付

※新築は対象外。汲み取り便所・し尿  
浄化槽から下水道に切り替えた人

# 水洗化奨励金等補助事業②

宅内排水設備工事  
はこの範囲！  
(概ね30～40万円)

個々に指定工事店に  
見積を依頼し施工



# 水洗化奨励金等補助事業③

下水道の供用開始区域になったら...

**宅内排水設備の設置(下水道への接続工事)を個人施工  
で行う⇒概ね30～40万円**

(参考)浄化槽の撤去工事は概ね3～7万円



初期費用40～50万

下水道法(昭和33年法律第79号)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。

# 水洗化奨励金等補助事業④

## ○奨励金制度

供用開始	1年目の工事	2年目の工事	3年目以内の工事
奨励金額	3万円	2万円	1万円

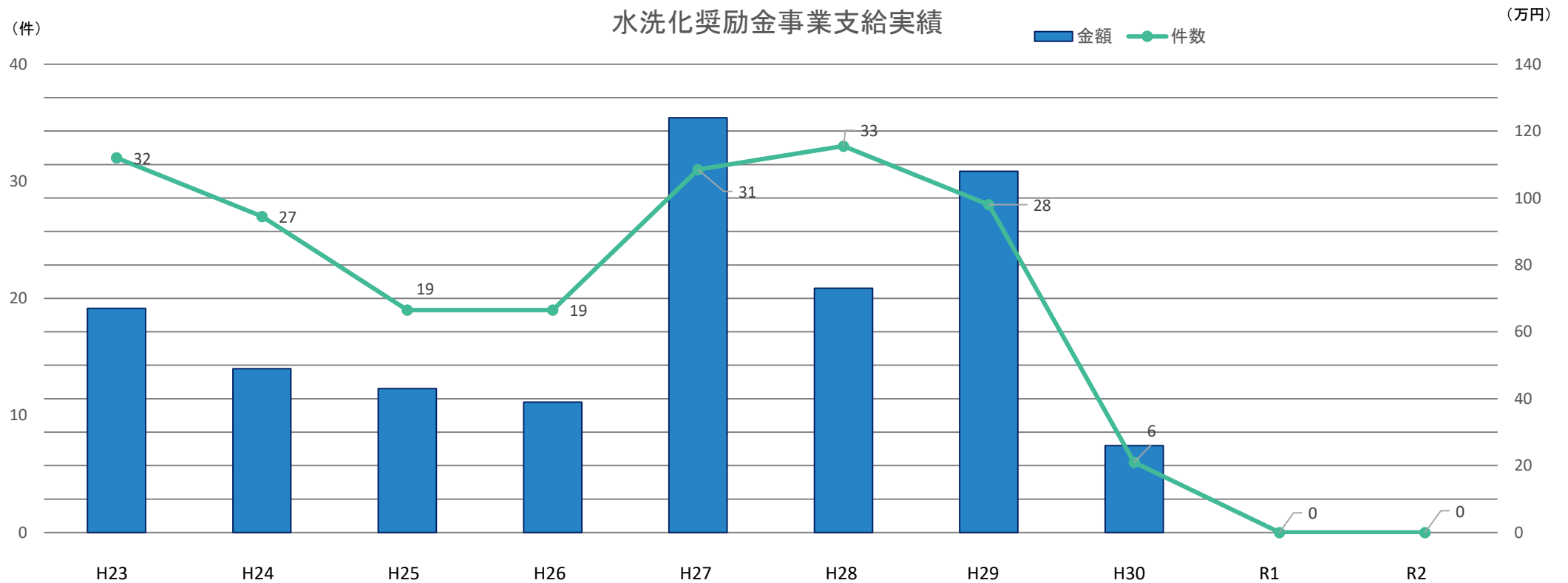
工事費用10万円以上が対象、**供用開始3年以内**

★H22～H30は1年目の工事の奨励金5万

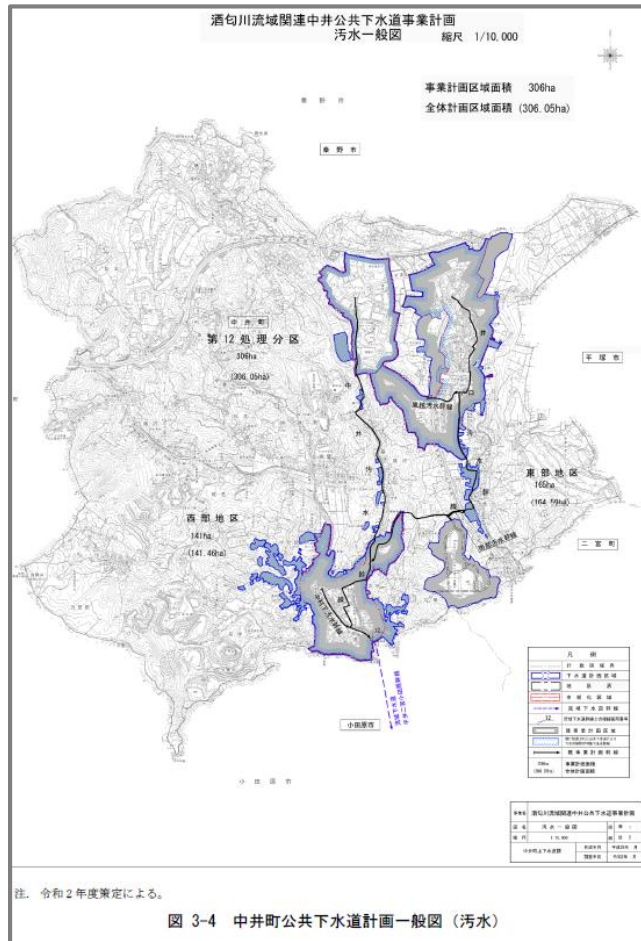
町による**整備工事**はH29年度でほぼ完了

⇒該当する人はほぼいなくなった

# 水洗化奨励金等補助事業⑤



# 中井町の公共下水道①



(R2年度末) (参考) 1ha=10,000m<sup>2</sup>

行政区域: 1,999ha

...中井町の全体面積

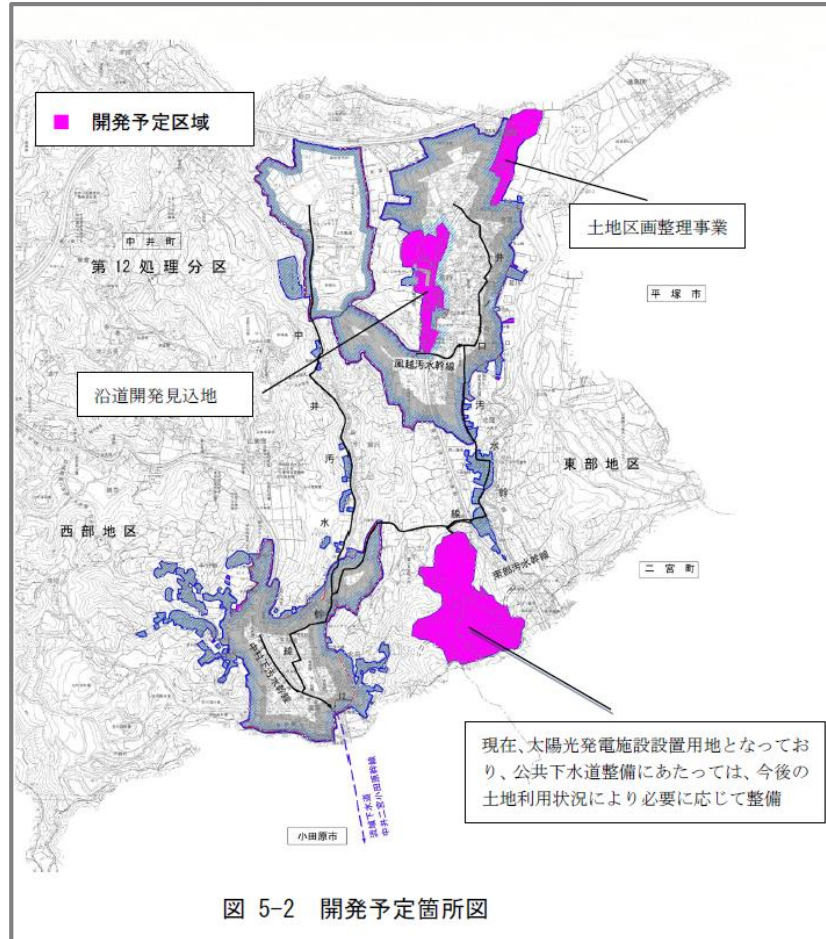
全体計画区域: 306.05ha

...公共下水道の計画区域面積

整備面積: 252.34ha

...公共下水道の整備済面積

# 中井町の公共下水道②



**整備率: 82.45%**

$$= \frac{\text{整備面積} 252.34\text{ha}}{\text{全体計画区域} 306.05\text{ha}}$$

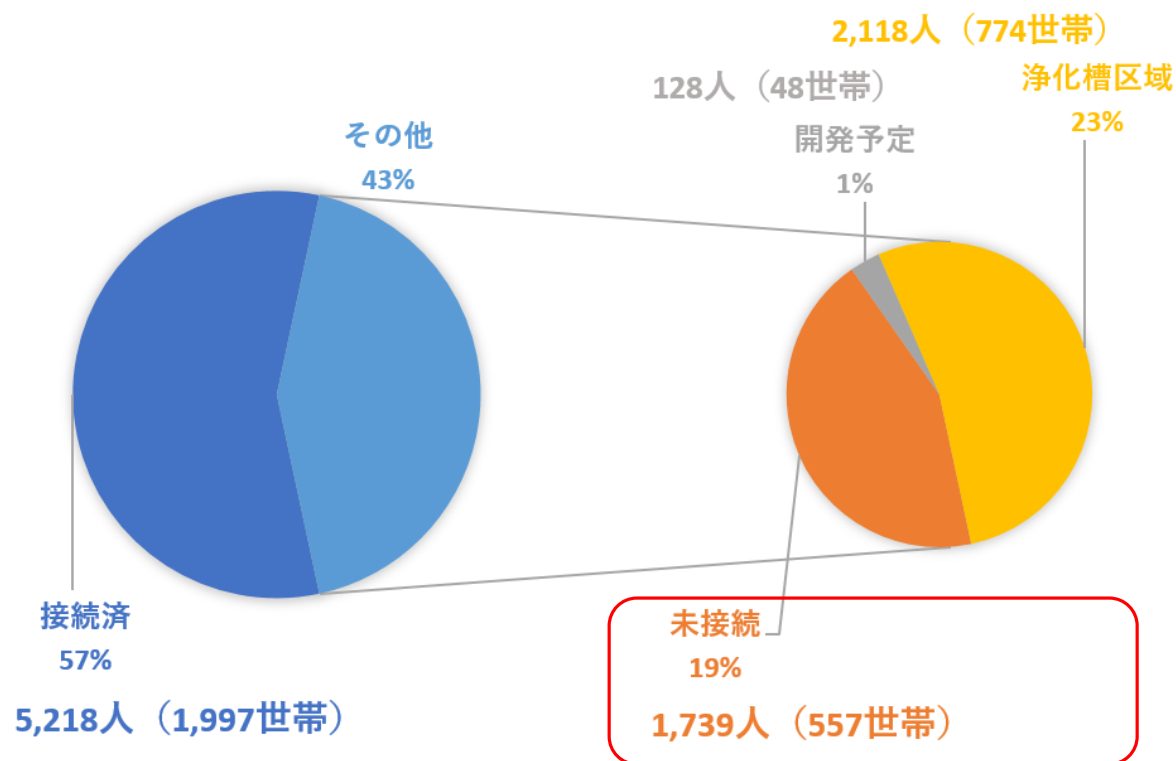
※H29年度までで下水道整備工事がほぼ完了。

残りの未整備区域は、今後の土地利用状況で必要に応じて整備。



# 中井町の公共下水道③

9,203人の状況



(R2年度末)

総人口: 9,203人

…町内の全人口

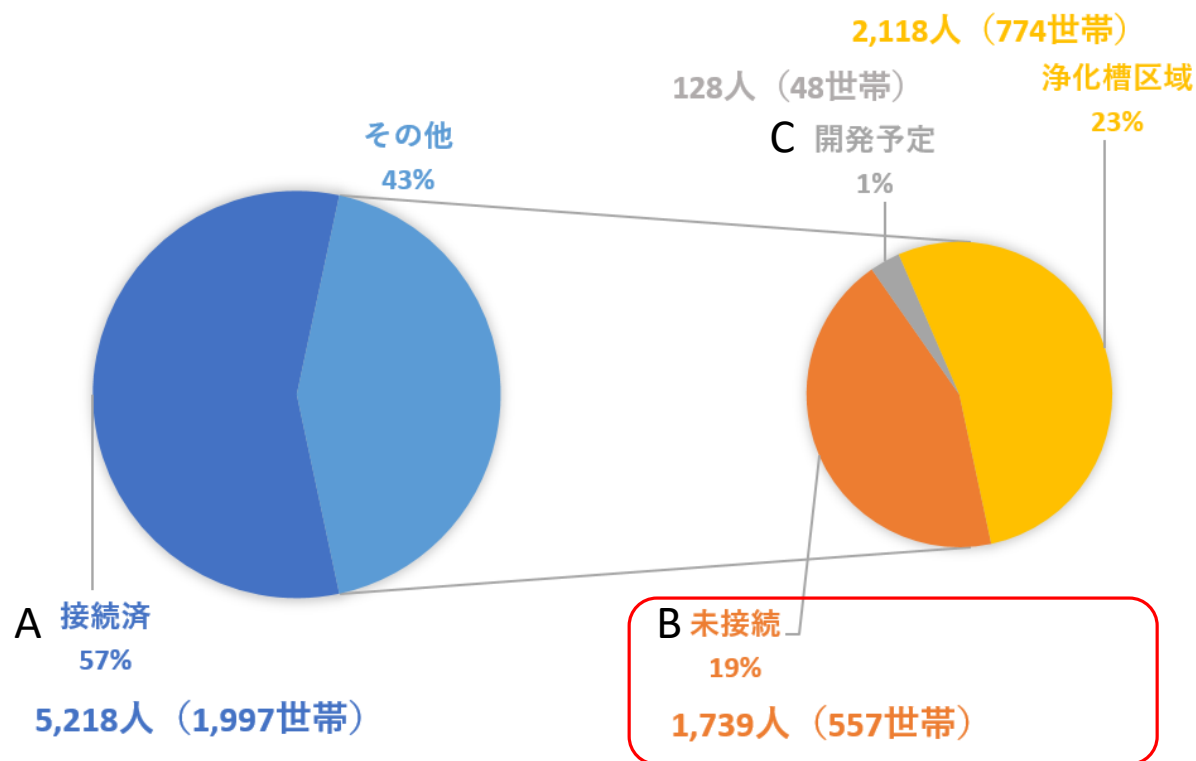
○57%が下水道に接続

○残りの43%のうち23%は浄化槽区域の人

○約2割の人が整備済区域内だが下水道に接続していない人

# 中井町の公共下水道④

9,203人の状況



(R2年度末)

計画区域内人口: 7,085人

...計画区域内の全人口(A+B+C)

整備人口: 6,957人

...整備済区域内の全人口(A+B)

接続人口: 5,218人

...整備済区域内で下水道に接続している人数(A)

# 中井町の公共下水道⑤

---

【水洗化奨励金等補助事業】

下水道への接続を促してきたが...  
近隣市町と比べると低い数字

**接続率: 75%**

$$= \frac{\text{接続人口} 5,218 \text{人}}{\text{整備人口} 6,957 \text{人}}$$

**未接続1,739人(557戸)**

# 近隣市町の接続率(R2年度末)

神奈川県(下水道課)の調査表より抜粋(参考値)

市町村名	接続率	(整備人口)
秦野市	91.72%	140,680人
南足柄市	98.59%	30,698人
大磯町	77.40%	26,198人
二宮町	80.89%	25,280人
<b>中井町</b>	<b>75.00%</b>	<b>6,957人</b>
松田町	96.86%	9,326人
山北町	89.11%	8,170人
真鶴町	46.37%	1,419人

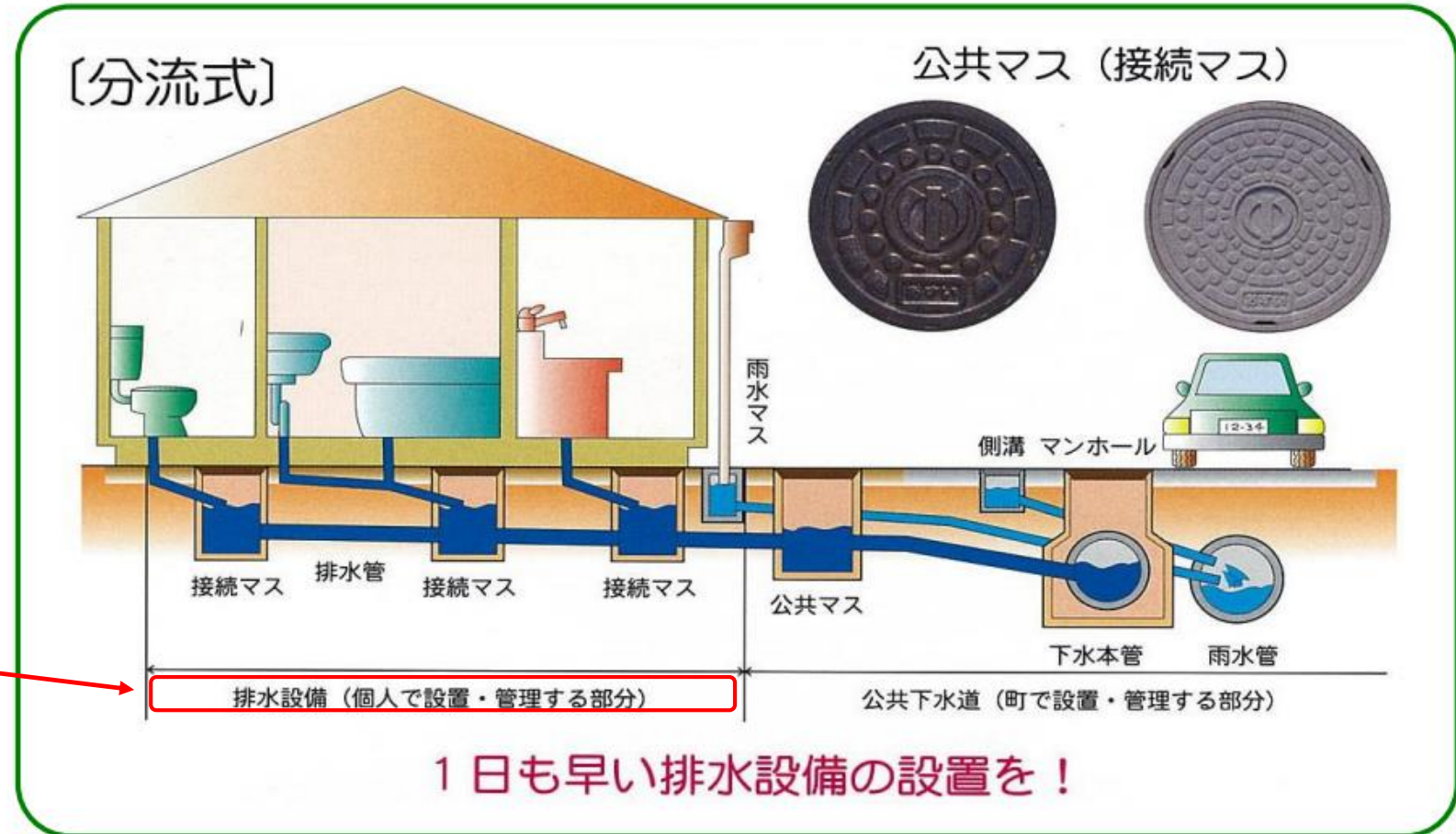
# なぜ下水道接続が進まないのか？①

お金かかるし  
とりあえず  
浄化槽のままで...

宅内排水設備工事  
はこの範囲！

(概ね30~40万円)

個々に指定工事店に  
見積を依頼し施工



# なぜ下水道接続が進まないのか？②

公共下水道へ切り替える場合

**宅内排水設備の設置(下水道への接続工事)は個人施工**

⇒ **概ね30～40万円** ※家屋・土地の状況による

(参考)浄化槽の撤去工事は**概ね3～7万円**



初期費用40～50万

下水道法

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。

# 浄化槽の管理費用

---

①法定検査（県保健協会、浄化槽法第11条） 5,500円/年

浄化槽の機能確認、水質等検査

②保守点検（知事登録業者、法第8・10条） 15,000～20,000円/年

機械点検・修理、消毒薬補充、害虫駆除等

③清掃（町許可業者、法第9・10条） 20,000円～50,000円/年

汚泥汲取り、汚泥量で金額は変動、やらないと機能低下！

④ブロー電気代（東京電力） 12,000円～18,000円/年

故障した場合は修理交換費用が別途発生！！

# 下水道使用料①

基本料金	超過料金	1m <sup>3</sup> 当たりの単価
10m <sup>3</sup> まで 550円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	65円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	80円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	90円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	100円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	120円
	500m <sup>3</sup> を超え1000m <sup>3</sup> までの分	125円
	1000m <sup>3</sup> を超え5000m <sup>3</sup> までの分	130円
	5000m <sup>3</sup> を超えた分	140円

(例) 1ヶ月の排水量が35m<sup>3</sup>の場合

①基本料金(10m <sup>3</sup> までの分)	550円
②10m <sup>3</sup> を超えた分	65円 × 10m <sup>3</sup> = 650円
③20m <sup>3</sup> を超えた分	80円 × 10m <sup>3</sup> = 800円
④30m <sup>3</sup> を超えた分	90円 × 5m <sup>3</sup> = 450円
小計	2,450円
消費税(10%)	245円
合計	2,695円



## 下水道使用料②

---

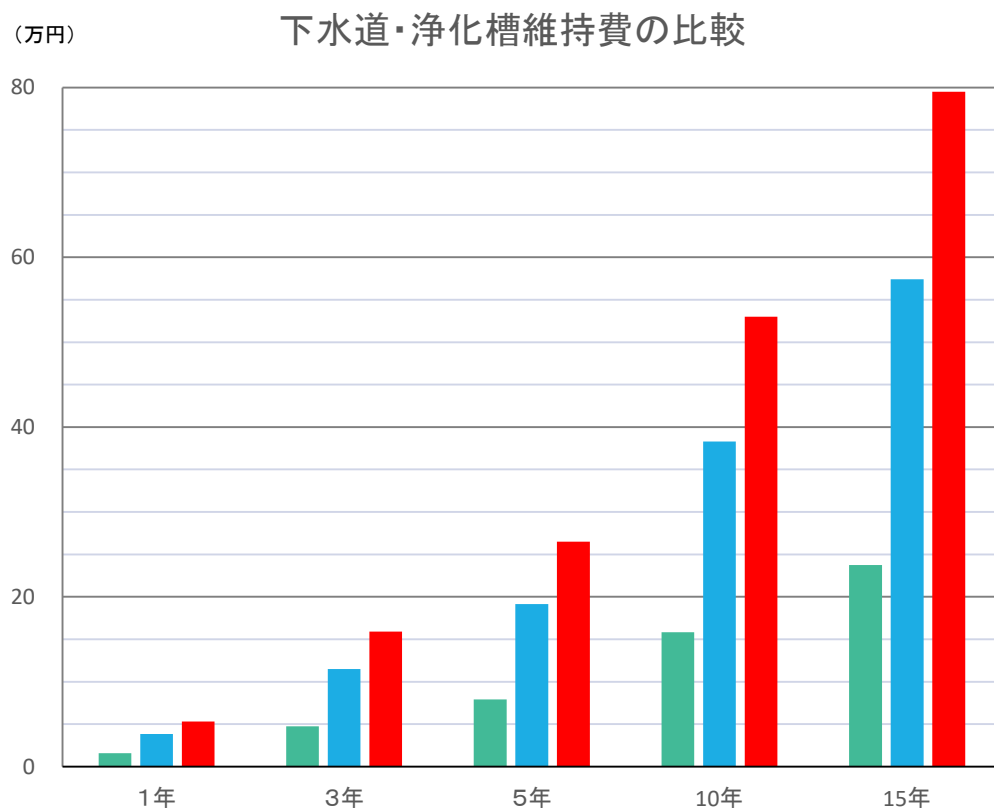
(参考) 月20m<sup>3</sup>(**平均値**)で1年間使用した場合

1,320円 × 12ヶ月 = 15,840円/年

(参考) 月40m<sup>3</sup>で1年間使用した場合

3,190円 × 12ヶ月 = 38,280円/年

# 浄化槽・下水道費用比較



## 浄化槽管理費用

53,000円～94,000円/年

VS

下水道使用料(40m<sup>3</sup>/月)

38,280円/年

下水道使用料(20m<sup>3</sup>/月)

15,840円/年(平均値)

# 長期的には下水道のほうがいい！

---

管理費の差額で初期投資(45万)は回収できる

使用料が平均並なら13年

使用料が平均の2倍でも30年程

※試算では、浄化槽の修繕費は計上していない

さらなるコスト発生リスクあり

(下水道なら機械の故障はない、自然流下)

# 水洗化奨励金等補助事業①

---

## ○奨励金制度

供用開始3年以内に宅内排水設備の  
工事を行い、公共下水道に接続する  
方に対して、**工事費用の奨励金**を交付

※新築は対象外。汲み取り便所・し尿浄  
化槽から下水道に切り替えた人

# 水洗化奨励金等補助事業②

## ○奨励金制度

供用開始	1年目の工事	2年目の工事	3年目以内の工事
奨励金額	3万円	2万円	1万円

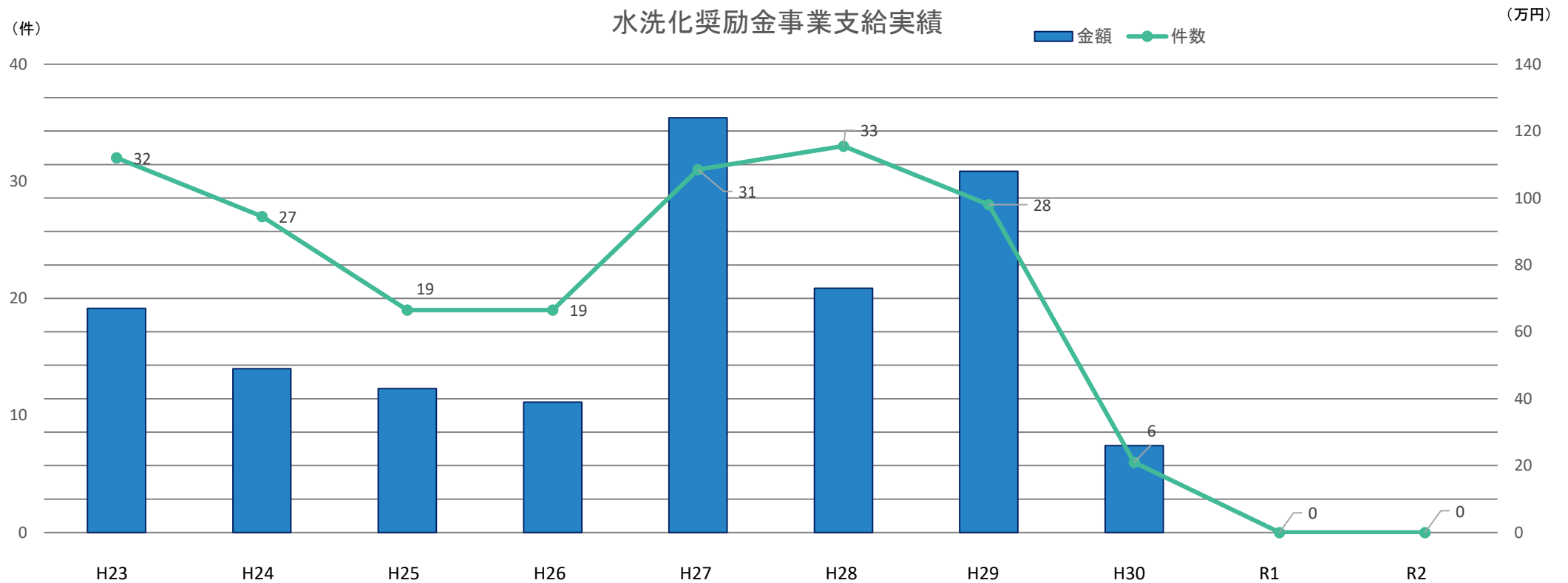
工事費用10万円以上が対象、**供用開始3年以内**

★H22～H30は1年目の工事の奨励金5万

町による**整備工事**はH29年度でほぼ完了

⇒該当する人はほぼいなくなった

# 水洗化奨励金等補助事業③



# 今後の事業方針①

---

## 奨励金制度はR3年度末で廃止

- ・H29までで町の整備工事は完了。対象者は現状ほぼいない。今後整備していく開発エリアは企業が主。
- ・供用開始区域となったら「遅滞なく」接続しなければならないという下水道法の規定があり、未接続者への補助を拡大するのは法の趣旨に反する。

## 今後の事業方針②

---

### 奨励金制度はR3年度末で廃止

・「中井町水洗便所改造等奨励金交付規程」の廃止  
手続(町民への周知)

※R4年度以降も供用開始区域内の未接続者に対して定期的に接続を促す広報等を行う。